教育長	教育部長	課長	指導主事	課長補佐	主査	係	保存区分
							永・10
							5·1

## 平成25年大口町教育委員会2月定例会議

平成 2 5 年 2 月 2 8 日 午前 9 時 3 0 分 開 議 中央公民館 2 階 C 会議室

## 議事日程

日程第1 委員長報告

日程第2 教育長報告

日程第3 議事録署名者の指名

## 日程第4 議 題

議案第2号 平成25年度愛知県教職員定期人事異動内申について

議案第3号 大口町教育委員会事務局組織規則の一部改正について

議案第4号 大口町教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正について

議案第5号 大口町中央公民館の管理運営に関する規則の一部改正について

議案第6号 大口町民会館の管理運営に関する規則の一部改正について

議案第7号 大口町スポーツ施設の管理及び運営に関する規則の一部改正について

議案第8号 大口町野外活動施設の管理運営に関する規則の一部改正について

## 日程第5 協議事項

- (1) 大口町の教育を考える会の結果について
- (2) 大口町中央公民館の耐震補強について

## 日程第6 連絡事項

(1) 大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告について

- (2) 学校給食用物資納入業者の指定について
- (3) 行事予定について

## 日程第7 その他

## 出席委員

委員長吉田哲也職務代理者 中里 みどり委員丹羽孝子委員丹羽茂文

## 説明のため出席した者

教 育 長 長 屋 孝 成 生涯教育部長 近 藤 孝 文 参 事 兼 生涯学習課長 学校教育課長 竹 本 均 松 浦文雄 町立図書館長兼歴史民俗資料館長 熊崎 哲 也 指 導 主 事 岩 田 晃 典 学校教育課長補佐 小 島 金 彦 生涯学習課長補佐 柳瀬昌宏

#### ◎開会

**〇吉田委員長** 皆さん、おはようございます。

教育委員も5人全員出席でありますので成立ということで、ただいまより大口町教育委員会 2月定例会議を始めます。

#### ◎日程第1 委員長報告

○吉田委員長 では、まず報告としまして、(1)委員長報告。

各学校では、学習発表会なども終わりました。

また、先日の大口町の教育を考える会、お疲れさまでございました。なかなか興味のあるというか、熱意のある方もお見えですので、それらの方のお力をかりて、これから先に進めていきたいと思います。

では、(2)番の教育長報告をお願いいたします。

#### ◎日程第2 教育長報告

○長屋教育長 改めまして、おはようございます。

何かときょうあたりは春めいてきました。ことしは、本当に寒かったものですので、うれしいなという、そんな感じであります。

まず、小・中学校のインフルエンザ情報ですけれども、2月になりまして、西小学校、それから北小学校、特に先週末から西小学校では増加傾向にあります。中学校は1人、2人というところで、気が張っているのではないかということを思っております。

今、委員長から話もありましたが、先般は遅い時間帯に大口の教育を考える会を開催しましたが、さまざまな角度から御意見をいただきまして、今事務局のほうでまとめをしているところであります。

また、各学校におきましては卒業式を控えまして、本年度のまとめと同時に次年度に向けて の準備に取りかからなければならない時期に来ております。児童・生徒につきましては、それ ぞれ自分の学校に対する愛着、誇りを持ち、そしていい思い出とともに巣立っていってほしい、 そんなふうに思っております。

先般の中学生の歩道橋からの転落事故についてでありますが、骨盤骨折した生徒につきましては、現時点では集中治療室から一般病棟にかわったというふうに聞いております。

それから中学校で2件ありました。中学校3年生の女子が呼び出しを受けまして、その後、 家に帰らないということがありました。しかし、この件につきましては、幸い名鉄の善師野駅 で保護をされまして事なきを得たようでありました。 それからもう1件につきましては、今週になってまた報告を受けた件ですが、4人のグループ、女子がかかわる件がありました。各関係児童・生徒については、本人、関係の生徒、それから保護者も呼び出しをして、謝罪と被害生徒のカウンセリングを行っています。今後も情報モラル教育の充実を図っていると報告を受けております。

それから、2月13日、三の丸庁舎で教育長の研修会がありました。その折に、県の教育予算案と、それから所管事項につきまして説明を受けてきました。その資料を、参考資料として配付をしておきましたので、また後ほどごらんいただきたいと思います。

それから翌日14日でありますが、町村教育長の研修会がありまして、このときは義務教育に おける諸問題ということについて説明を受けてきました。

その中で、1つは学力調査について、愛知県の場合どうなっているのかというのを今検証しているということと、それから派遣指導主事を県が予算の関係から引き揚げようとしているということがありまして、そういう説明を受けてきました。まず学力調査についての検証結果報告書の概要版というのがありますが、実は昨年度は全国の学力・学習状況調査が中止され、今年度は抽出調査でありました。大口町は抽出されず、受検しておりません。しかし、各校では標準学力検査というNRTというものを小学校2年生から中学校3年生まで全部、4月、5月ぐらいのところでやっております。そして、この学力調査につきましては、県のほうの報告書によりますと、大変信憑性といいますか、妥当性、客観性があるというふうに出ています。今、私のほうで大口町の小・中学生のNRTに基づいた状況がどうかということをまとめている段階でありまして、これにつきましてはまた3月にその資料をお渡ししたいと思います。

それから、1月31日に、大口中学校に韓国の教育視察団が十七、八名お見えになって、教科 センター方式を参観され、意見交換をしたという報告を受けております。新聞記事が出ており ましたので配付をさせていただきました。

それから、大口西小学校でコミュニケーション能力を高めるという教育活動がなされ、その 記事が新聞に、2、3、4と出ておりましたので、また目を通していただきたいと思います。

それから2月23日でありますが、学校支援ボランティアの研修会というのが大口中で開かれまして、ここで私も参加をさせていただきました。

それから最後にもう1件ですが、3月31日、また後ほど触れられると思いますが、教職員の 退職辞令伝達式があります。これは例年どおりでありますが、その後に、田中校長が、今年度 退職ですが、町の表彰規程の規定に当てはまる年数を勤めておみえですので、感謝状の贈呈が あります。その折にもぜひ御出席をお願いしたいと思います。以上です。

(午前 9時38分)

#### ◎日程第3 議事録署名者の指名

**〇吉田委員長** それでは、3番の議事録署名者の指名は、私と中里委員でお願いします。

#### ◎日程第4 議 題

### 議案第2号 平成25年度愛知県教職員定期人事異動内申について

○吉田委員長 4番の議題に入ります。

議案第2号 教職員定期人事異動の内申についてお願いします。

〇竹本学校教育課長 議案第2号 平成25年度愛知県教職員定期人事異動内申について。

平成25年度愛知県教職員定期人事異動内申の承認を求める。平成25年2月28日提出、大口町 教育委員会教育長。

提案理由、この案を提出するのは、丹葉地方教育事務協議会が内申権者として、平成25年度 愛知県教職員定期人事異動内申を市町教育委員会で協議する必要があるからである。

この件につきましては、別室で御協議いただいて、帰って承認するかどうかということの手 続にお願いしていきたいと思います。

(発言する者あり)

(午前 9時39分)

○吉田委員長 再開いたします。

(午前 9時58分)

**〇吉田委員長** では、平成25年度愛知県教職員定期人事異動の内申の件については結構でございますので、承認とします。

# 議案第3号 大口町教育委員会事務局組織規則の一部改正について 議案第4号 大口町教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正について

- **○吉田委員長** 続きまして、議案第3号及び議案第4号をまとめてお願いします。
- **〇竹本学校教育課長** 議案第3号 大口町教育委員会事務局組織規則の一部改正について。

大口町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものである。 平成25年2月28日提出、大口町教育委員会教育長。

この案を提出するのは、大口町教育委員会事務局の組織の定義等を変更することに伴い、この規則の一部を改正するため必要があるからである。

議案第4号についても同じように説明をさせていただきます。

大口町教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正について。

大口町教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。平成25年2月28日提出、大口町教育委員会教育長。

この案を提出するのは、職員の職名の定義を変更することに伴い、この規則の一部を改正するため必要があるからである。

まず第3号の組織につきましては、1枚はねていただいて、第2条第1項を削り、同項に次の表を定めるということで、課としては、学校教育課、生涯学習課、その他の組織として、学校給食センター、図書館、歴史民俗資料館と定義するものでございます。

2ページ目を開いていただくと新旧対照表がありますので、右側が先ほど説明しました第2条の課の位置づけ。以前、旧はどうなっていたかといいますと、第2条、事務局に生涯教育部を置き、部に次の課等(以下「課」という。)を置く。(1)学校教育課、(2)学校給食センター、(3)生涯学習課、(4)図書館、(5)歴史民俗資料館という並びになっていたものを、課としては、学校教育課、生涯学習課。その他組織としまして、学校給食センター、図書館、歴史民俗資料館という位置づけに変わります。

- **〇吉田委員長** ありがとうございます。
- ○竹本学校教育課長 変更の第4条第1項の部中「臨時又は比較的所属職員が少ない課の場合は」を「第2条第1項に定める他の組織においては」に改め、同条第3項の表部の項中「、適正な事務の推進を図る」を「、部長に準じた職務を行う」に改める。

新旧対照表を見ていただきまして、中段の部分の職名の第2段、課のところ、課長(第2条第1項に定める他の組織においては、主幹)というふうになっておりまして、先ほど説明した、他の組織に該当するところについては、課長ではなく、主幹を置くという意味合いに変わります。

そのところと、あと第3項の、前2項に定めるもののほか、部又は課に置くことのできる職及びその基本的な職務は、次のとおりであるというところの部の説明の中に、下段の部分に部長に準じた職務を行う。参事、教育長の命を受け、特定事務について企画立案及び執行管理を行い、部長に準じた職務を行う。今までは「、適正な事務の推進を図る」とありましたけど、それを「、部長に準じた職務を行う」ということに改めるということです。現在は、この参事職は、生涯学習課長が兼務で参事をやられております。

もう1点、それに関連しまして、先ほどの職員の職名に関する規則の一部改正についてということで、第1条中の「規定する」の次に「職員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号) 第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員のうち」を加える。 第2条を次のように改めるということで、これも新旧対照表を見ていただきまして、新のほうが先ほど言いました「職員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員のうち」という部分がありますが、旧のほうにつきましては、その部分については規定がございませんでした。それを改めて規定するということになります。

次に、職員の職名ということで、第2条、部長、参事、課長又は主幹の職に補せられた職員の職名は、その所属する部又は課(大口町教育委員会事務局組織規則(平成21年教委規則第1号)第2条に規定する部及び課をいう。以下同じ。)の名を冠した職の名称とすると。第2項、前項に規定する者以外のうち職員の職名は、次に掲げる名称とする。専門員、課長補佐、主査、主任、主事、主事補とするということで、これも新旧対照表を見ていただいて、ここの第2条の中に、部長、参事、課長という職名が入る。その参事は、先ほど言いました部長に準じた職務を行う職がここに加わるということになります。また、第2項の規定に、以下の職員の職名、次に掲げるということで、専門員、課長補佐、主査、主任、主事、主事補を置くということになります。

職員関係については以上のようなところで、文言の整理だというふうに御解釈いただければ ありがたいなというふうに思います。

第3号、第4号につきましては、以上の内容になります。

○吉田委員長 私の印象としては、呼びとめるときに迷ったら、相手に確認をすればいいという 程度に思いますが、皆さん、特に御質問あれば。

(発言する者なし)

**〇吉田委員長** よろしいですね。

では、引き続きお願いします。

議案第5号 大口町中央公民館の管理運営に関する規則の一部改正について 議案第6号 大口町民会館の管理運営に関する規則の一部改正について 議案第7号 大口町スポーツ施設の管理及び運営に関する規則の一部改正につい

議案第8号 大口町野外活動施設の管理運営に関する規則の一部改正について

- ○松浦参事兼生涯学習課長 議案第5号、6号、7号、8号とありますけど、議案の中で5、6、8は一緒の内容になっておりますけど、1つずつ順番に、間に1つ……。
- ○吉田委員長 その前に済みません。この第7号について、後で1枚来ましたけれども、これはどういうものですか。

**〇松浦参事兼生涯学習課長** 済みませんでした。差しかえでお願いします。

中に第7号だけ違った内容が入っていますので、順番に5号から説明させていただきます。 議案第5号 大口町中央公民館の管理運営に関する規則の一部改正について。

大口町中央公民館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。平成25年2月28日提出、大口町教育委員会教育長。

提案理由として、この案を提出するのは、大口町中央公民館の休館日に関する規定を変更することに伴い、この規則の一部を改正するため必要があるからである。

1枚はねていただいて、1ページをごらんください。

大口町中央公民館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則。

大口町中央公民館の管理運営に関する規則(平成6年教委規則第4号)の一部を次のように 改正する。

もう1枚はねていただきまして、新旧対照表をごらんください。

新旧対照表のほうで、第3条の休館日ですけど、旧のほうが、公民館の休館日は次の各号に掲げる日とするということで、毎週月曜日及び火曜日。「火曜日」の削除。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は除き、この「除き」の後が、休日が火曜日に当たるときはその翌日とするということで、その「翌日」を削除して、「除く。」に変わりましたという変更理由は、現在は、中央公民館は生涯学習課のお休みと一緒に月、火休みでありますが、利用者の利便性を考えて、休館日は月曜のみとし、火曜日を開館することとしました。それで、火曜日が休館の場合は、開館は、その翌日がまた休館になることが、旧のほうの2号の下の下線のところに、「除き、休日が火曜日に当たるときはその翌日」が削除となりましたので、火曜日が休日と重なった場合であっても水曜日に休みになるということはありません。休みだったものを開館するということで、火曜日が休みと重なったとしても水曜日は休みはなくなりませんので、そのまま開館させていただく内容とさせていただきました。その理由は、施設の利用者がかなりふえてきておりますので、まずもって火曜日を開館させていただいて、そのことについては管理をしていただいている管理者の了解もいただいておりますので、開館する方向で提案させていただきました。

議案第6号 大口町民会館の管理運営に関する規則の一部改正でありますが、内容について は中央公民館と改正部分も全く同じでございます。

同じように、町民会館のほうも火曜日を開館する方向で行きたいと思います。

続きまして、議案第7号 大口町スポーツ施設の管理及び運営に関する規則の一部改正について。

大口町スポーツ施設の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則を別紙のように定め

るものとする。平成25年2月28日提出、大口町教育委員会教育長。

提案理由として、この案を提出するのは、大口町スポーツ施設の利用の許可及び使用者の還付に関する規定を変更することに伴い、この規則の一部を改正する必要があるからである。

1枚はねていただいて、1ページをごらんください。

大口町スポーツ施設の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則。

大口町スポーツ施設の管理及び運営に関する規則(平成6年教委規則第6号)の一部を次のように改正する。

1枚はねていただきまして、新旧対照表をごらんください。

まず、第4条第2項中の下線の「の1月前」を「が属する月の3月前の1日」に改めます。 同条3項中「各施設1回につき2単位」を「大口町野球グラウンド及び大口町テニスコートに ついては1回につき2単位、大口町屋内運動場については1回につき4時間」に改めるもので あります。

第8条第1項に各号を次のように改める。

1号として、災害その他の事故により、施設が利用できなくなったとき、全額。2号、大口町又は教育委員会の都合により利用の許可を取り消したとき、全額。3号、次の表の区分により、利用者が利用許可の変更又は取り消しを申し出て、教育委員会が認めたとき。区分として、施設使用料、申出区分、還付の順で、利用日の前日から起算して14日前の日以前に申し出た場合は、既納使用料の全額。利用日の前日から起算して7日前の日以前に申し出た場合は、納めた使用料の2分の1。設備使用料として、利用日の前日までに申し出た場合、既納使用料の全額となります。

附則として、この規則は平成25年4月1日から施行する。

2として、改正後の大口町スポーツ施設の管理運営に関する規則の改定は、平成25年4月1 日以降に利用の許可を受けた者について適用し、同日前に利用の許可を受けた者については、 なお、従前の例による。

といいますのは、スポーツ施設の規則だけがほかの施設の利用状況の表示と変更がしておらずに今まで来ましたので、文言の整理をさせていただきました。現状は、ほかの施設とあわせて、施設の利用については三月前の1日から受け付けを現在もしております。その修正をさせていただきました。

あと、各施設の回数についてでありますが、明確に統一を図って、野球グラウンド及びテニスコートについては1回につき2単位とし、大口町の屋内運動場については1回4時間ということを明確にさせていただきました。

また、使用料の還付でありますが、こちらのほうもほかの施設については全てこの表が入っ

ておりましたが、修正がされていなかったということで、ほかの施設と同じ表示に変えさせて いただきました。

では続きまして、議案第8号 大口町野外活動施設の管理運営に関する規則の一部改正についてであります。

大口町野外活動施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。平成25年2月28日提出、大口町教育委員会教育長。

提案理由は、先ほど中央公民館とも同じく、大口町野外活動施設の休場日に関する規定を変更することに伴って、この規則の一部を改正するため必要があるということで、1ページのほうにその内容が書いてありますが、中央公民館、町民会館と同じく「火曜日」を削り、火曜日が休日が当たった場合にも、その日の翌日は除くということで、水曜日にならずということで同じ内容のものであります。

また、野外活動施設においても、附則として、この規則は平成25年4月1日から施行をする ものであります。よろしくお願いいたします。

**〇吉田委員長** 以上でよろしいですか。

中央公民館と野外活動施設については火曜日もやりますという、これは変更ということですね。

- ○松浦参事兼生涯学習課長 町民会館もです。3つ一緒です、火曜日開館ということで。
- **〇吉田委員長** で、スポーツ施設については、ほかの文化施設と同じように3カ月前から予約を 受け付けますと。
- ○松浦参事兼生涯学習課長 月曜日は従前から開館しております、祝日になった場合は。
- **〇吉田委員長** それは、今までの話でね。これからは、月曜日だけが休みで。
- ○松浦参事兼生涯学習課長 月曜日だけやって、あとは全部開館するということです。
- ○竹本学校教育課長 そのときに祝日がダブったとしたら、祝日は開館が優先するから休館日がなくなるということ。
- 〇吉田委員長 火曜日が休みになると。
- ○竹本学校教育課長 いや、休館日がなくなるということです。だから、今までは火曜日に祝日が来た場合は、それを翌日の休館日として扱って、休館日は1日設けるよといってやっていたんですよ。
- ○松浦参事兼生涯学習課長 その週は全部開館ですよと。
- ○竹本学校教育課長 開館になってしまうと。
- **〇吉田委員長** この文章のとおりということですね。
- ○竹本学校教育課長 文章のとおりになる。

**〇吉田委員長** それでは、議案の第5、6、7、8につきまして、今質問出ましたね。もうよろ しいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○吉田委員長 では、承認いたします。

#### ◎日程第5 協議事項

- ○吉田委員長 引き続き、5番の協議事項に行きます。
  - (1) 大口町の教育を考える会の結果についてお願いします。
- ○竹本学校教育課長 先週の2月22日金曜日7時から視聴覚室において、教育を考える委員の方に御案内をしたところ、4名の方が急遽、体調及び仕事等の関係で欠席がございましたけど、約1時間45分の意見交換をすることができました。

先ほどの教育長先生の報告にもございましたように、いろんな視点からいろんな御意見をいただいたということでございまして、また内容については後日、要約筆記でこういった意見がありましたよというような内容は御提示したいと思いますが、今後のこういった会等、結果を受けて、どのような御感想を持たれたかということを御協議いただければありがたいと思います。

- **〇吉田委員長** それで、お願いですけれども、この会を受けてこういうふうにやっていくんだという結果を出したら、出席された方にも配っていただくといいですね。
- **〇竹本学校教育課長** 方針を出して、また教育委員会でそうだよねと、こういう方針で行きましょうかというのが決まったら、また御報告をさせていただくということですね。
- ○吉田委員長 いいですか、では今の件は。
- ○竹本学校教育課長 丹羽委員さんが欠席されてましたけど、今の委員長さんがおっしゃられたのは一番最後のところで、今回いろんな意見が出てきて、いろんな意見を言わせてもらったと。言わせてもらったんだけど、じゃあ今後これがどういうふうな方向に行くかというのはちょっと聞かせてもらいたいなというような御指摘があったんですね。それに対して、今後、意見をどういうふうな反映するということについてはまだ決まっておりませんが、今いただいた意見も含めて、今後の進める過程においてきちっと整理して御連絡をさせていただくし、またこういった会議が必要になれば、プロジェクトにするかどうか、そういったのも含めて、やり方等についても検討した結果はまた御報告させていただくというような内容でございました。

それをつけて、今委員長さんのほうが、教育委員会として、再度事務局が整理して、また教育委員会のほうに御提案させていただいて、それを審議していただいた結果をこの間参加していただいた方に報告がてら、周知しながら、また次のステップに入っていくというような流れ

で行かせてもらうということですね。

- **〇吉田委員長** では、(2)番、大口町中央公民館の耐震補強についてお願いします。
- **〇松浦参事兼生涯学習課長** 生涯学習課からですけど、24年度中に耐震診断、補強を行いました ので、その経過について説明させていただきます。

まずもって、この耐震診断については、入札が6月21日にあり、委託期間は6月23日から3月19日でありました。業者においては株式会社浦野設計で、請負工事費が435万7,500円でありました。

それで、耐震結果のほうは11月22日にでき上がってきました。また後で御説明させていただきます。その耐震結果をいただいて、県の評定委員会のほうに審査のために平成24年12月20日に提出をさせていただきました。その審査結果は、翌25年1月28日にいただいております。また別冊で、後でその回答が来ております。その結果をいただいて、現在のところは平成25年に各課の意見を聴取しまして、25年度実施設計基本設計に入っていきます。

では、資料の1ページをごらんください。

中央公民館の耐震補強についてということで、この事業については社会資本整備事業、防災 関係で補助率が2分の1で行うものであります。

1として、補助金を受けるための条件として、1-1が耐震基準で、構造耐震判定指標0.6をクリア及び耐震補強がなされた建物であること、1-2として、防災設備及び機能を備えていること、1-3、防災啓発機能が整っていることになっております。

1-1について、今年度耐震基準を実施し、これに基づき補強計画(案)を作成し、財団法人愛知県建築住宅センターで耐震診断判定を受けました。その構造のあれですけど、構造耐震判定指標 Is値の決定、現況建物耐震指標 Is値、耐震補強工法、耐震補強工法の選定理由、鋼管クレビス工法平面図(1階~3階)、後で別冊で説明します。鋼管クレビス工法立面図、南から西までの、またこれも後で別冊で報告します。

1-2でありますけど、この事業をするに当たって、防災設備及び機能を備えていることということで条件がついております。最初に、最低20名が入れる部屋を設置し、インターネット、電話、非常電源が常備されていること。資機材等の専用倉庫(60平方メートル)が設置されていること。緊急遮断弁付耐震性貯水槽(120立方メートル)が設置されていること。マンホールトイレ(3から5個)が設置されていることが条件となっております。

1-3の防災啓発機能でありますけど、条件として、防災展示スペースが設置されていること。

大きい2番として、耐震診断判定ということで、別冊で2-1で耐震診断判定申請書の写しが8ページにございます。2-2として耐震診断判定結果通知書の写しが9ページにあります。

- **〇吉田委員長** ちょっと、済みません。その前に今の1ページの1番の補助金を受けるための条件ですが、これは施工した後がこの状態であるということなのか、施工する前がこの状態でないと補助金が受けられないということなのか、どっちですか。
- **〇松浦参事兼生涯学習課長** 防災避難所を兼ねたものですので、これだけの設備を設置してくださいということです、今後。
- **〇吉田委員長** 施工後にね。はい、わかりました。
- ○松浦参事兼生涯学習課長 今後新しくつくっていくということですね。

2ページをごらんください。

先ほど説明しました耐震指標 Is値についてであります。

構造耐震判定指標の I s I s I s I s I c I s I s I c I s I s I c I s I s I c I s I c I s I c I c I c I s I c I c I s I c I c I s I c I s I c I c I s I c I s I c I s I c I s I c I s I c I s I c I s I c I s I c I s I c I s I c I s I c I c I s I c I s I c I s I c I c I s I c I c I s I c

0.75になった理由として、表の下のところに、下から 9 行目、米印があります。大地震(震度 6 強ないし震度 7)が起きたとき、耐震判定指標が0.6(基本値)以上であれば建物として支障はないが、中央公民館は大口町地域防災計画により町の中央避難所として位置づけられていることから、 II 類(構造体の区分1.25)を適用し、耐震補強後の構造耐震判定指標(Is)は0.75とさせていただきました。

3ページをごらんください。

中央公民館・集会室現況指標のX方向東西とY方向の判定値が出ております。 1 階部分については、Yの1が指標0.75を超えています。あとの部分は補強が必要ということになります。 4ページをごらんください。

2階部分でありますが、こちらにおいても、南北方向Y-1のところが2.745ということで、 この部分だけが補強が要らないということになっております。

3階部分、5ページをごらんください。

耐震指標の、3階のほうは特に悪い数値はございませんが、東西関係のX-1の部分が数値を下回っております。

続いて6ページをごらんください。

耐震の工法でありますが、耐震補強工法に、Aとして構面内鉄骨枠付ブレース工法があります。Bとして鋼板内蔵RCブレース工法、C、鋼管クレビス工法、D、PCアウトフレーム工法。3段目のところに工法概要があります。Aの構面内鉄骨枠付ブレース工法においては、既設サッシュ、腰壁を撤去し、室内側の既設柱・はりフレーム内に枠付鉄骨ブレースを設けるも

のであります。総合評価、一番下の欄にありますけど、総合評価としては、経済性にすぐれるが意匠性にやや劣る。見ばえ、イメージ的に劣るということです。Bの鋼板内蔵RCブレース工法においては、工法概要、外壁側に既設柱・はりを増打し、フレーム及びブレースを増設するものであります。総合評価として、A案に比べると経済性に劣りますが、施工性及び補強後の環境にすぐれる。部分的採用であり補強工法の混在する点で意匠性に劣ります。Cの鋼管クレビス工法です。既設柱・はりの外に、建物の外側に枠をつくっておいて鉄骨ブレースを取りつける工法であります。この工法については、総合評価として、A案に比べると経済性にやや劣りますが、施工性及び補強後の環境にすぐれるということと、鉄骨ブレースが外ですので、空間、部屋の中が狭くもならないし、この工法がと思います。あとDのPCアウトフレーム工法でありますが、外壁のある外側にもう1つフレーム及びブレースを増設するもので、既設とはスラブを新設し接合するものであります。基礎を新設する必要があります。総合評価としては、当工法は適応性に欠けるということで、当中央公民館においては建物が複雑になっておりますので、この工法は真っ四角というか、そういう建物しか実際にはできない工法でありますので、非常に中央公民館には当たらないものという結果が出ております。

**〇吉田委員長** いいですか、ここで。

総合評価というのは誰が判断したんですか。

- ○松浦参事兼生涯学習課長 浦野設計のほうに出したところで、この工法について確認をしていただいた……。
- **〇吉田委員長** この設計会社が、このCがお勧めだということですね。はい、わかりました。ありがとうございます。
- **〇松浦参事兼生涯学習課長** 7ページでありますが、その中に詳しく選定理由が出てきます。

A案の構面内鉄骨枠付ブレース工法においては、室内側の枠付鉄骨ブレースを取りつけるために工事期間中建物使用ができなくなり、工事完成後の室内空間も狭くなります。他の工法より経済性には、費用的にはすぐれますが、意匠性に、見た目もやや劣るということです。

B案の鋼板内蔵RCブレース工法ですと、外壁側に打ち増し、フレーム及びブレースを増設する工法であるが、部分的採用でA案との併用になるため、工事期間中建物使用に影響が出、工事完了後の室内空間が狭くなる部屋があります。A案より経済性に劣り、また補強工法が混在する中で意匠的にも劣ります。

C案でありますが、鋼管クレビス工法においては、外側に鉄骨ブレースを取りつける工法でありますので、工事期間中建物の中の業務使用に影響は少なく、工事完成後も補強前と同じ室内空間で、室内も狭くもならないと。A案より経済性はやや劣るが、意匠性は高いものと言えます。

D案であります。PCアウトフレーム工法は、現の北小学校の旧校舎部で採用した工法で、 工事期間中建物使用への影響は少なく、工事完成後も補強前と同じ室内空間が確保できるとい うことで、中央公民館のような複雑な形状の施設では施工は適応性に欠ける。はっきり言うと、 非常に工法はできないということであります。

それで、以上のC案の増強計画のものが写真で載せてあります。こんなように鉄骨ブレースで補強した形となります。

1 枚はねていただきますと、先ほど説明しました耐震診断判定申請書ということで、平成24 年12月20日付で財団法人愛知県建築住宅センター、理事長様にお出しをしてあります。

もう1枚はねていただきますと、耐震診断判定結果通知書ということで、平成25年1月28日付で、大口町長宛てに財団法人愛知県建築住宅センターの理事長様から届いております。

一番下のところに、診断結果は妥当なものという、耐震構造委員会から結果をいただいております。

あと、はねていただきまして、A3の横の1階の平面図でありますが、1階の平面図のほうに右の下のほうに凡例ということで、ブルーが今のブレース、鉄骨を入れる部分と、赤がRC壁の壁の増設部分と、赤三角が耐震スリットということで、特には、1階の一番東側のお風呂の機械が入っている機械室の東側に壁の増設が入ります。ブルーの部分は、さっきの鉄骨のほうのブレースの補強が入ります。そうすると、増設部分は、中央公民館の憩いの四季さんの奥のトイレ部分の東側に増設が入ります。それと、娯楽室の左側にも増設が入ります。

2ページの平面図をごらんください。

こちらのほうは、2階は研修、視聴覚室のほうで、これは耐震スリットといって補強が入ります。耐震スリットは、中央公民館の一番奥の研修室のところに耐震スリットが入ります。また、鉄骨ブレースのほうは研修室の南側、集会室はもちろんブレースで上まで来ます。

あと、3階をごらんください。

3階のほうは、数値的に特に悪いところは少なかったところでありますが、図書室のところに耐震スリットが入ります。特に補強ではございません。スリットですので、すき間をつくる工法ですので、横揺れに対して強くするためにわざわざスリット入れて、横揺れで柱が全部揺れるのが非常に影響が大きいということで、横揺れに対応するためにスリットを入れるものであります。

あと、はねていただきますと、立面図がついております。

南側の立面図が上で、東側の立面図が下となっております。

立面図で見ていただくと、イメージが多少湧くかなと思います。

あと、この裏には北側立面図、西側立面図。

このような計画でおりますが、立面図を見ていただきますと、西側の立面図のところで憩いの四季さんの入り口部分等もありますが、これは補強するという予定のもので、実際は、25年度に入ったときに関係課を集めて、実施設計に入る前に意見を聴取して実施設計に入りたいと思いますので、一応24年度耐震結果が終わった補強計画のものということで報告させていただきました。

**〇吉田委員長** ありがとうございました。

微に入り細に入り、御説明いただきました。

これは報告だけですか。協議するわけでもないですね。

- ○松浦参事兼生涯学習課長 一応報告であります。
- **〇吉田委員長** Cの構造クレバス何とかというのでやるということですね。
- 〇松浦参事兼生涯学習課長 はい。
- ○吉田委員長 御質問ありますか。ないですね。

#### ◎日程第6 連絡事項

- ○吉田委員長 では、引き続きは、6番の連絡事項に入ります。
  - (1) 大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告についてお願いします。
- ○竹本学校教育課長 連絡事項としましては、大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告についてということで、このことについて、大口町教育委員会後援名義使用に関する要綱第5条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

使用許可としまして、江南サマージャズフェスティバル実行委員会より申請がありました。 昨年も実績がありましたので、平成25年2月12日に許可を出しておきました。

また2点目としては、特定非営利活動法人子どもと文化の森。ここも同じように昨年、24年の4月11日に申請がありまして、実績があるということで平成25年2月13日、「ピノキオ」という題材で、オペラ「ねこのくにのおきゃくさま」という人形劇を開催されるということで、使用の許可を出しておきました。以上です。

**〇吉田委員長** はい、ありがとうございます。

じゃあ、よろしいですね。

- (2) 番、学校給食用物資納入業者の指定についてお願いします。
- ○竹本学校教育課長 学校給食用物資納入業者の指定申請一覧表ということで、実は給食センターにおきましては、まずもって給食センター運営委員会というのがございまして、そこで年物資の納入業者の選定を行います。納入業者の選定につきましては、ほぼ例年どおりなんですけど、納入業者さんが申請をされます。

その申請者の中に、表の一番右側のところです。食品衛生監視点数というのがありまして、これは保健所が発行している、この業者に対する安全管理であるとか、衛生状態であるとか、運用とか、その辺についての指標を江南保健所のほうが出しておりまして、この食品衛生監視点数をもとに85点以上の業者を、いわゆる物資納入業者とするということで、運営委員会で審議をいただきました。

裏面を見ていただきまして、24年・25年の申請につきましては30業者、町内2業者の町外28業者になっております。この中に、先ほど言いました食品衛生監視点数の含まれていないところにつきましては、地産地消を促進するための愛知北農業協同組合さん、古代米友の会、また特定非営利法人MODS。ここにつきましては、この点数にかかわらず納入業者として指定をさせていただきました。

24年度追加申請がありましたのが、一番下の段のところで、社会福祉法人おおぐち福祉会、こちらのほうからの申請がございました。ここにつきましては、まだどういったものが入るかどうかというのは、今、鋭意検討していただいておりますが、野菜でもし使っていただけるような物ができたら大口町の給食で使っていただけないだろうかということで、団体申請だけを許可させていただいたというような経緯になります。

これを受けまして、このところから2月22日に年間物資選定委員会というのを開きまして、 年間通して入れていただく物資の選定を行いました。それ以外のところにつきましては、月物 資選定委員会ということで、それぞれ毎月選定委員会を開いて、何を入れるかということを検 討して給食の物資とさせていただいております。

以上、給食センターからの報告になります。

**〇吉田委員長** 御質問、よろしいですか。

1つ、じゃあお願いします。

NPOのMODSというのは名古屋ですけど、地産地消というのは名古屋も範囲に入れたということですか。

- **〇竹本学校教育課長** 団体の登録の住所が名古屋で、実際に栽培をされているのが二ツ屋にございまして、そちらのところででき上がったものを納入いただいているという流れになります。
- 〇吉田委員長 はい、わかりました。

では、よろしいですかね。

ありがとうございました。

- (3)番、行事予定についてお願いします。
- **〇竹本学校教育課長** 行事予定に入る前に、ちょっと済みません。

先ほども生涯学習課長さんのほうから報告がございましたけど、来年度25年度当初予算で、

いわゆる教育部関係のところの予算を、一応こういった形で上げさせていただいているという 紹介だけさせていただきたいと思います。

まず学校教育関係、主には先ほどの地震と絡んで、非構造部材の耐震化調査費を上げさせていただいております。

大口西小学校の校舎、並びに体育館、大口北小学校の体育館と校舎の一部、それと大口中学校の校舎と体育館、あと旧大口北小学校の体育館、そちらの非構造部材の耐震化調査費を計上しております。

また、来年度大口西小学校のほうで道徳推進研究校ということで指定がされておりますので、 それに関する関連のものを少し、教材費、並びに講師派遣料等を予算として上げさせていただ きました。

先回御心配いただきました北小学校の筋ジストロフィーの子の関係なんですけど、これにつきましては、県のほうが肢体不自由児のクラスを1つつくってくれるということで対応してくれましたので、大口町としましては、引き続き情報交換しながら、今後の進路についても関係機関と調整していくという体制は整えて、バックアップはしていきたいと思います。あと、これに関しまして、校舎からグラウンドに行くところのスロープの建設ということで、工事費のほうに請求をさせていただきました。

あと、学校関係の工事につきましては、西小学校の給食室の天井等の劣化、また北小学校の、 大きいもので体育館の東側面が少し雨漏りしておりますので、そういったものの改修等を上げ させていただいております。

また、給食センター関係につきましては、昨年食器洗浄機の1ラインをまるっきり新しいものに変更させていただきましたけど、あと残っている2ラインのうちの1ラインと、もう1つは食缶機というか、給食を配るときに全て入れて運ぶ機械があるんですけど、それの洗浄機についても改修工事を予定させていただいております。あと大きいところでは、ドライシステムということで蒸気で管理しておりますので、その蒸気配管の修繕等を計上させていただいております。

3月議会で承認いただければ、来年度の予算ということになっていきます。

- ○松浦参事兼生涯学習課長 生涯学習課ですけど、24年度も盛りだくさんの行事を開催して、ほとんど毎週のごとくしているわけでありますが、特に何をどうこうするという25年度の件は、 先ほど説明させていただきました耐震に係る実施設計部分が大きな金額を占めておりますので、 その部分が25年度で大きく変わったところだと言えます。よろしくお願いします。
- ○熊崎町立図書館長兼歴史民俗資料館長 それでは、図書館と歴史民俗資料館のほうですけれど も、両方とも去年と同じような予算要求をさせていただいておるということで、図書館のほう

だけ、金額は小さいんですけれども、1階にあるブックポストを1台、古くなったので買いかえ、それからもう1台を修繕するということぐらいが去年にはなかった予算要求ということでございます。ほぼ同じような予算要求をさせていただいておる状態です。以上です。

- **〇吉田委員長** 図書館の件で、町長に話しに行ったときの、どこかに出ていったらどうかというような、場所を。その件については、特に検討は、予算の上ではなかったですか。
- ○熊崎町立図書館長兼歴史民俗資料館長 予算については、町長に話しに行く前にもう予算要求 が終わっておりましたし、ヒアリングも終わっておりました段階ですので、もう間に合わない という。
- **〇吉田委員長** じゃあ、次年度にということですか。はい、わかりました。 じゃあ、お願いします。
- ○竹本学校教育課長 では、3番目の行事予定に入らせていただきます。
- ○小島学校教育課長補佐 では、手元の行事予定で簡単に御説明します。 まず3月です。

3月4日月曜日、3月定例議会が開会します。こちらは21日までの日程です。7日木曜日、中学校卒業式、10日日曜日、桜並木健康ジョギング、12日火曜日、南小学校の新築工事竣工式、あわせて学校連絡会議がその後行われる予定です。13日水曜日、文教福祉常任委員会協議会、丹葉地方教育事務協議会、教育委員会定例会となっております。16日以降ですけれども、19日火曜日、小学校卒業式、25日月曜日、社本育英事業運営理事会、29日金曜日、退職辞令交付式ということで、教職員の方の辞令伝達式も午後からございます。

4月に入ります。4月1日月曜日、こちらもまた教職員の方も辞令伝達式が行われます。4日木曜日、社本育英事業奨学金授与式、11日木曜日、学校連絡会で、16日以降としまして、17日水曜日、丹葉地方教育事務協議会、20日土曜日、図書館開館35周年記念事業、24日水曜日、献立委員会、25日木曜日、教育委員会定例会、そして教育懇親会が予定されております。

3月の定例会ですけれども、13日水曜日になっております。こちらのほうは10時に丹葉地方教育事務協議会がございまして、人事案件だと思います。その後、定例会ということになっておりますけれども、同じ日に文教福祉常任委員会協議会がありまして、こちらのほうは当初予算関係等もいろいろ審議があるかと思いますので、午後も仮に引き続くとすると、1時30分から議会のほうの協議会が再開をされますので、今のところは13時というふうに設定をしております。こちらの時間につきましては、13時か、あるいは12時45分とか、少し早目に設定してもいいのかというふうに、担当としては考えております。

**〇吉田委員長** 済みません。私、仕事で12日の昼から14日まで出かけないといけないものですから、欠席にさせてもらいたいと思います。日にちを変えてもらうというのも、いけませんので。

- ○竹本学校教育課長 そうなると、まず今のお話で、13日の火曜日の丹葉地方教育事務協議会につきましては、委員長さんが欠席ということなんで、中里さん1人になります。教育長も事務局も申しわけございませんが、この日は会議ということで1人出席になります。ただ、このときの議事録署名者が吉田さんになっていましたので、調整させていただきます。
- **〇吉田委員長** 済みません、お手数かけます。お願いします。
- **〇竹本学校教育課長** 13日が、午前中の委員会によってはということと、委員長さんが欠席ということで、この辺の日程がとれないんですけど、どのようにさせていただきましょうか。
- ○長屋教育長 13日の事務協の3月会議では、きょう教職員の定期人事異動の内申案を承認いただきましたので、これが県のほうに行って、今度これが全く一緒で内示という形で戻ってくる案件です。
- ○竹本学校教育課長 そうなんですけど、定例会もあわせてなんですね。今、委員長さんが3月 12日の午後から14日までという形の中で、あるいは予定どおり委員長さん欠席のもと委員会だ けは開かせていただくということでよろしいでしょうか。
- **〇吉田委員長** 済みませんが、お願いします。
- **〇竹本学校教育課長** ちょっと議会等の関係がありまして、日程の変更がなかなか難しいんで、 ここは予定どおり開かせてください。

先ほど小島補佐のほうからありました午前中の文教福祉委員会の流れによっては、1時から ということになっていましたけど、12時45分から委員会をやらせていただくということで、い かがでしょう。

よろしいですか。

- **〇中里職務代理者** 事務協は午前中に終わるんですよね。
- **〇竹本学校教育課長** この日の案件としましては、先ほどの報告を受ける案件が主なものですから。
- ○中里職務代理者 間に合いさえすれば、私は構いません。
- ○竹本学校教育課長 事務協は10時からで、10時から1時間ぐらいあったとしても、帰ってきて 定例会は開催できます。
- 〇中里職務代理者 江南市民会館だから、すぐ帰ってこれます。
- ○竹本学校教育課長 時間的には問題ないです。
- **〇中里職務代理者** 問題ないですね。はい、わかりました。
- ○竹本学校教育課長 では、13日は12時45分から開催するということで御予定をお願いしたいと 思います。
- **〇小島学校教育課長補佐** あともう1点、1枚資料を配付しております。

3月、4月の行事予定で、教育委員出席関係ということで作成しております。

行事が多くありまして、教育委員の方が出席する会議も多々ございますので、3月、4月で まとめたものになりますので、参考にしていただければと思います。

会議が始まる前に、先ほど吉田委員長からお話がありましたけれども、3月19日火曜日の小学校の卒業式ですけれども、今、吉田委員長が南小学校の卒業式に出席となっていますけれども、西小学校に変更です。かわりに西小学校卒業式の出席を予定しておりました長屋教育長が南小学校の卒業式に出席するということで、変更となりましたのでよろしくお願いいたします。

- **〇吉田委員長** 中里さん、この日は都合悪かったんですね。
- ○中里職務代理者 済みません、3月19日は欠席させていただきます。
- 〇小島学校教育課長補佐 以上です。

#### ◎日程第7 その他

- 〇吉田委員長 7番、その他。
- ○熊崎町立図書館長兼歴史民俗資料館長 図書館ということで、町長が言われた学共云々という話で、学共は町民安全課のほうで施設のほうを担当しています。要は、どういうふうに今図書室、児童室が使われているかということを調査をお願いしました。以上の報告です。
- **〇吉田委員長** 御苦労さまです。やっぱり本運ぶの大変ですものね。
- ○熊崎町立図書館長兼歴史民俗資料館長 本は、本当に重いです。
- **〇吉田委員長** 御苦労さまでございます。

以上でよろしいですか。

では、以上で2月定例会を終わります。お疲れさまでした。

(午前11時13分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

委 員 長

委 員